

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
技術提案説明書

〔橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託〕

橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

2) 業務目的

本市の橋梁管理については、橋梁の維持管理方針を取りまとめた「大阪市橋梁保全更新計画」を平成 20 年度に策定し、令和 8 年 3 月に改訂したところである。

計画では、今後 30 年間の橋梁事業費を試算しており、物価高騰等の影響により、前回計画と比較して事業費が増加することがわかった。そこで、新技術を活用することで橋梁事業費を抑制する余地があることから、橋梁課では新技術を活用した橋梁維持管理の実現に向け「新技術活用ガイドライン」を策定し、ドローンを用いた橋梁点検を推進するなど、新技術を積極的に導入しているところである。

さらなる新技術の導入に向けて、AI 技術の橋梁維持管理への適用による業務の効率化、高度化、コスト縮減等の効果を検討する業務委託である。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書を参照すること。

(1) 鋼橋の塗装劣化に係る AI 技術の導入検討業務

(2) 橋上の落下物等の道路異常検知に係る AI 技術の導入検討業務

4) 技術の提案

本業務においては、次の点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。詳細は様式-9 のとおりとする。

① 鋼橋の塗装劣化に係る AI 技術の導入検討について

本市では、平成 20 年に策定し、令和 8 年 3 月に改訂した「大阪市橋梁保全更新計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進している。本市管理橋梁は鋼橋の割合が多いため、予防保全を効果的に進めるには、精度の高い塗装塗替計画を策定することが重要である。

橋梁点検における鋼塗膜調査の診断に面的かつ簡易的に劣化状況を把握するために AI 技術を活用することで、定量的な診断が可能になるため、精度の高い塗装塗替計画が策定でき、橋梁事業費の縮減につながれると考えている。

本業務では、実証実験を通じて、橋梁点検・診断への AI 技術の導入に向けた仕様の検討を行う。

そこで、橋梁点検で撮影した画像・映像を用いた AI 技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能な AI 技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べる。

② 橋上の落下物等の道路異常検知に係る AI 技術の導入検討について

本業務では、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像に対し AI 技術を適用し、落下物等の道路異常を自動検知することで、従来と比べて迅速な初動対応と監視業務の効率化が可能になると考えている。

本業務では、実証実験を通じて、道路異常の自動検知に係る AI 技術の導入に向けた仕様の検討を行う。

そこで、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像を用いた AI 技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能な AI 技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べること。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

成果品	成果品	部数
鋼橋の塗装劣化に係る A I 技術の導入検討業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部
橋上の落下物等の道路異常検知に係る A I 技術の導入検討業務	報告書ダイジェスト版	①A4パイプ式ファイル 1部
	報告書	②A4パイプ式ファイル 1部 ③電子データ 2部

9) その他

本業務の特記仕様書（案）は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。（大阪市HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件）

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

（単体企業に関する条件）

- ① 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和 8・9・10 年度本市入札参加資格者名簿に種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。
（建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること）
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当していない者。
- ⑥ 平成 28 年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務 1 かつ規定業務 2 について、元請として従事した業務実績を有していること。

【規定業務】

1. 橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務
2. 道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断において AI 技術の導入に向けた検討または実証実験業務

(共同企業体の代表者と構成員に関する条件)

- ① 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、かつ令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿の種目「500 建設コンサルタント」に登録していること。(建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること。)
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届(様式ー6の1)および業務委託特別共同企業体協定書(様式ー6の2)の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他の構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- ⑦ 代表者が、平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。

【規定業務】

1. 橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務
2. 道路施設(道路の付属物除く)の点検または診断においてAI技術の導入に向けた検討または実証実験業務

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

＜管理技術者＞

次のア～エのいずれかに該当すること。

- ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。)
- エ RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

＜管理技術者＞

平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1」について、官公庁、地

方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。(共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。)

また、上記「規定業務 1」に加え、次に示す「規定業務 2」の業務実績を同様に有している場合、評価対象とする。

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務
2. 道路施設(道路の付属物除く)の点検または診断において AI 技術の導入に向けた検討または実証実験業務

<担当技術者>

平成 28 年度以降に完了した、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。(共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または構成員に所属する技術者としての実績に限る。)

なお、1つの契約業務に「規定業務 1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 道路施設(道路の付属物除く)の点検または診断への AI 技術導入に向けた検討業務
2. 道路施設(道路の付属物除く)の点検または診断への AI 技術導入に向けた実証実験業務

③ 配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量

<管理技術者>

全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務)の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和 8 年 7 月 29 日(水)17 時 30 分までに、大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥、⑦も提出すること。

なお、本プロポーザルの提案資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

- ① 参加表明書(様式-1)
- ② 企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績(様式-2)
- ③ 業務実施体制(様式-3)
- ④ 予定技術者経歴(様式-4)

- ⑤ 予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績（様式－5）
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式－6 の 1）
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書（様式－6 の 2）

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式－1～6（A4判）に示されるとおりとする。
なお文字サイズは 10 ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績	・参加表明書の提出者が過去に受託した 3. 1)に規定する業務の実績について 1 件以上記載する。 ・記載する業務は平成 28 年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請けによる業務とする。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式－2 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 枚以内に記載する。
業務実施体制	・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて担当技術者を 1 名以上配置すること。 ③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。 ④ 1 つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－3 とする。 ※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。
予定技術者の経歴等	・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・規定業務の実績を 1 件以上記載する。なお、平成 28 年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、

	阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注の元請けによる業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－４とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績	・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について 1 件毎記載する。 ・記載する業務は、平成 28 年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注の元請けによる業務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式－５とし、図面、写真等を引用する場合も含め A 4 判 1 枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること（郵送等は認めない）。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

④ 提出期限

令和 8 年 7 月 29 日（水）17 時 30 分 必着

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

① 質問は、書面（書式自由、A 4 判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

TEL 06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

掲示の日から令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時 30 分（必着）

② 質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 22 日（水）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

①技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙Aのとおりとする。

②技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和8年8月中旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A4版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

①受付場所 4. 4) に同じ

②受付時間 9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式ー7～10（A4版）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。なお、提案書（様式ー7を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式ー8とする（A4判片面1枚）。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式ー9とし、テーマ毎にA4判片面3枚以内に記載する。 ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。
その他	・技術提案説明書に対する意見、特記仕様書等に表示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。

	・なお、代替案については業務内で実施するものとし、見積書の算出に含めること。 ・記載様式は様式－10 とし、A 4 判片面 1 枚以内に記載する。
見積書	・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A 4 判 1 枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を 8,720 万円（消費税及び地方消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名：
 - ・大阪市橋梁保全更新計画改訂等検討業務委託-3
 - ・令和 7 年度 新御堂筋線高架橋補修計画に関する検討業務委託
 - ・塗装塗替計画
 - ・大阪市橋梁点検要領
- ② 閲覧場所：〒559-0034
 大阪市住之江区南港北 2－1－10 ATC ビル ITM 棟 6 階
 大阪市建設局道路河川部橋梁課 電話(06)6615-6818
- ③ 閲覧期間：技術提案者の決定通知を受領した日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- ① 提出方法：2 部（正 1 部及び写し 1 部）を持参（郵送等は認めない）。
- ② 提出先：4. 4) に同じ
- ③ 提出期限：令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時 30 分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙 B のとおりとする。また、参加表明時に提出した書式と様式－7～10 を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。

- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話 06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp で、件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。

II. 質問の受付期間

令和8年8月20日（木）17時30分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和8年8月26日（水）より、本市建設局のホームページに掲載する。

なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。

- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年10月上旬頃に参加者に通知する。

- ③ 技術提案書を特定された者との契約は、通知後、速やかに行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。

- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。

- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により行う。

- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

I. 受付場所：4. 4)の提出場所と同じ

II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。

技術提案は、その提案内容が工業所有権等の排他的権利による制約がなく一般的に使用されているものである場合は、本市は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、工業所有権等とは、工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）及び著作権等の知的財産権とする。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を以下のa)～c)までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式－11）を提出すること。
- 14) 契約締結後、技術提案書に記載した内容については、原則履行しなくてはならない。

ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く

別紙A

資格審査基準

(橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点			審査基準	備考
参加表明者の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を受け、かつ令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする）。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務 2. 道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断においてAI技術の導入に向けた検討または実証実験業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	次のア～エのいずれかに該当すること。 ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一般」及び「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。） ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する

		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1」について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。） また、上記「規定業務1」に加え、次に示す「規定業務2」の業務実績を同様に有している場合、評価対象とする。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 橋梁事業の維持管理計画策定に関する検討業務 2. 道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断においてAI技術の導入に向けた検討または実証実験業務	様式-5を審査する
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成28年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」のいずれか又は両方について、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱発注による業務の元請けの技術者として従事した実績を有していること。（共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者に所属する技術者としての実績に限る。） なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断へのAI技術導入に向けた検討業務 2. 道路施設（道路の付属物除く）の点検または診断へのAI技術導入に向けた実証実験業務	様式-5を審査する
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 ※業務の主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。	様式-3を審査する
	その他留意事項			担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	

技術提案書評価基準

(橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点×5/5点

B の場合は、配点×3/5点

A'の場合は、配点×4/5点

B'の場合は、配点×2/5点

C の場合は、0点

特定 テーマ1	内容	本市では、平成20年に策定し、令和8年3月に改訂した「大阪市橋梁保全更新計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進している。本市管理橋梁は鋼橋の割合が多いため、予防保全を効果的に進めるには、精度の高い塗装塗替計画を策定することが重要である。 橋梁点検における鋼塗膜調査の診断に面的かつ簡易的に劣化状況を把握するためにAⅠ技術を活用することで、定量的な診断が可能になるため、精度の高い塗装塗替計画が策定でき、橋梁事業費の縮減につながれると考えている。 本業務では、実証実験を通じて、橋梁点検・診断へのAⅠ技術の導入に向けた仕様の検討を行う。そこで、橋梁点検で撮影した画像・映像を用いたAⅠ技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能なAⅠ技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べる。
特定 テーマ2	内容	本業務では、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像に対しAⅠ技術を適用し、落下物等の道路異常を自動検知することで、従来と比べて迅速な初動対応と監視業務の効率化が可能になると考えている。 本業務では、実証実験を通じて、道路異常の自動検知に係るAⅠ技術の導入に向けた仕様の検討を行う。そこで、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像を用いたAⅠ技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能なAⅠ技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べる。

〈評価シート〉

評価項目		評価の着眼点	配点			評価	評価の 換算 計算	評価点			備考
			項目 別	複数 時 配分	項目 別 配分			項目 別 配分	複数 時 配分	項目 別	
配置 予定 技術 者の 経験 及び 能力	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績内容	15	10	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	10.0	13.0	①
		専任性（他の業務との兼任状況）			5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0			②
	担当 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績内容		5	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$	3.0	3.0		③
実施 方針・ 実施 フロー・ その他	業務 の理解度	目的、条件、内容の理解	15	4	4	A	$4 \times \frac{5}{5}$	4.0	4.0	13.4	④
	業務実施手 順(フロー・ 工程表)	実務手順の妥当性		8	4	B	$4 \times \frac{3}{5}$	2.4	6.4		⑤
		業務量把握、人員配置の妥当性			4	A	$4 \times \frac{5}{5}$	4.0			⑥
	その他	重要事項の指摘		3	3	A	$3 \times \frac{5}{5}$	3.0	3.0		⑦
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ 1	的確性	70	35	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	29.0	58.0	⑧
					キーワードの網羅	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$			3.0
		実現性			15	A	$15 \times \frac{5}{5}$	15.0			⑩
		独創性			10	B	$10 \times \frac{3}{5}$	6.0			⑪
	特定 テーマ 2	的確性		35	5	A	$5 \times \frac{5}{5}$	5.0	29.0		⑫
					キーワードの網羅	5	B	$5 \times \frac{3}{5}$			3.0
		実現性			15	A	$15 \times \frac{5}{5}$	15.0			⑭
		独創性			10	B	$10 \times \frac{3}{5}$	6.0			⑮
合計(100 点満点)			100.0			84.4					

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点				A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績	管理技術者として両方の規定業務の実績を有している	管理技術者としていずれか規定業務の実績を有しており、かつ照査技術者または担当技術者として上記以外の規定業務の実績を有している	管理技術者として規定業務1の実績を有している	照査技術者または担当技術者として両方の規定業務の実績を有している	照査技術者または担当技術者として規定業務1の実績を有している	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が3億円未満かつ件数が8件未満	手持ち業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満	—	—	②
	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	両方の規定業務を有していること (従事した技術者の区分を問わない)	—	いずれかの規定業務を有していること (従事した技術者の区分を問わない)	—		③

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	④
	業務実施手順（フロー・工程表）	実務手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順が不十分であり、実効性のある工程となっていない	⑤
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不十分であり、不測の事態に対応できる人員配置となっていない	⑥
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策の提案に妥当性がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があるが、その方策の提案に妥当性がない	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑦
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑧
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑨
	実現性	説得力があるか	課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案である	—	左右に該当しない	—	課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない提案である	⑩
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑪
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑫
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満である	⑬
	実現性	説得力があるか	課題に対応する検討プロセスとスケジュールが具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案である	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されておらず説得力のない手案	⑭
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	汎用的であり提案に工夫がない	⑮

参加表明に必要な提出書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	参加表明書（様式－１）	○	
2	企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績（様式－２）	○	
3	業務実施体制（様式－３）	○	
4	予定技術者経歴（様式－４）	○	
5	予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績（様式－５）	○	
6－１	業務委託特別共同企業体結成届（様式－６の１）		
6－２	業務委託特別共同企業体協定書（様式－６の２）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書 類 名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－７）	○	
2	業務実施計画書（様式－８）	○	
3	特定テーマに対する技術提案（様式－９の１）（様式－９の２）	○	
4	その他（様式－１０）		
5	見積書	○	

参加表明書

業務の名称 橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について、関心がありますので技術資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
T E L
F A X
E-mail

(設計共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同企業体事務所の所在地
電話番号：共同企業体事務所の電話番号
F A X：共同企業体事務所の F A X
会 社 名：△△・□□設計共同企業体
代 表 者：△△(株) 役職名 氏名
□□(株) 役職名 氏名

・ 企業の過去 10 年間の規定業務に関する実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注 1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注 2：業務分類には、技術提案説明書 3.1)「業務実施上の条件」において定義した業務を示しておく。

注 3：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	1) 2)		

注１：氏名にはふりがなをふること。

注２：所属・役職については、提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

分担業務の内容	備考

注１：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。（主たる部分は、調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。）

注３：上記の注１、注２に該当しない場合は「該当なし」と記載すること。

・ 予定技術者の経歴等

〇〇技術者の経歴

ふりがな ① 氏名	② 生年月日		
③ 所属・役職			
④ 保有資格 技術士(部門： 分野：)・登録番号： ・取得年月日： RCCM(部門：)・登録番号： ・取得年月日： その他(名称：)・登録番号： ・取得年月日：			
⑤ 業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号：	(技術者として従事)		
⑥ 手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在）、契約金額500万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			〔契約金額 合計 万円〕

注1:「〇〇技術者」は、管理、照査、担当技術者の各名称を記述すること。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。（技術士については、分野を証明できるものを添付すること。（社）日本技術士会発行の技術士登録等証明書の写し、または現況報告書（近畿地方整備局が確認済のもの）の写し等）

注3：各配置予定技術者が所属する組織と直接的な雇用関係を有する者であることを証明するものの写しを添付すること。

・ 予定技術者の過去 10 年間の規定業務実績

〇〇技術者（氏名）

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要（業務名）	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当の内容	

注1:「〇〇技術者」は、管理、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注2：業務分類には、技術提案説明書の3.2)「配置予定技術者の業務実績」において定義した業務を記載する。

注3：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注4：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。

(様式—6の1)

令和 年 月 日

業務委託特別共同企業体結成届

大阪市建設局 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇特別共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名

代表者

構成員

住所

会社名

代表者

この度、下記業務を受託するため、特別共同企業体を結成しましたので、業務委託特別共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1. 業務名 橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

業務委託特別共同企業体協定書

(目的)

第１条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。(以下「○○業務」という。))
- 二 前号に附随する業務

(名称)

第２条 当設計共同体は、○○設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第３条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第４条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば３と記入する。

- 2 ○○業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第５条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社
- 県○○市○○町○○番地
- 株式会社

(代表者の名称)

第６条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第 8 条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第 9 条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第 12 条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第 13 条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。 ○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

業務委託特別共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

大阪市発注に係る橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託については、業務委託特別共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

技術提案書

業務の名称 橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務の技術提案書に関する技術資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
T E L
F A X
E-mail

(設計共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
F A X：共同体事務所の F A X
会 社 名：〇〇業務 △△・□□設計共同体
代 表 者：△△(株) 役職名 氏名 印
□□(株) 役職名 氏名 印

(様式－８)

・業務の実施方針

業務フロー

[illegible]

Case	Age	Sex	Occupation	Duration of symptoms (years)	Onset	Course	Family history	Social history	Physical examination	Laboratory studies	Imaging studies	Pathology	Treatment	Outcome
1	45	M	Teacher	10	Childhood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
2	35	F	Homemaker	5	Adolescence	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
3	55	M	Engineer	15	Adulthood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
4	65	F	Retired	20	Older age	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
5	40	M	Student	10	Childhood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
6	30	F	Homemaker	5	Adolescence	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
7	50	M	Engineer	15	Adulthood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
8	60	F	Retired	20	Older age	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
9	40	M	Student	10	Childhood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
10	30	F	Homemaker	5	Adolescence	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
11	50	M	Engineer	15	Adulthood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
12	60	F	Retired	20	Older age	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
13	40	M	Student	10	Childhood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
14	30	F	Homemaker	5	Adolescence	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
15	50	M	Engineer	15	Adulthood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
16	60	F	Retired	20	Older age	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
17	40	M	Student	10	Childhood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
18	30	F	Homemaker	5	Adolescence	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
19	50	M	Engineer	15	Adulthood	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable
20	60	F	Retired	20	Older age	Chronic	None	None	Normal	Normal	Normal	Normal	None	Stable

・ 工程計画

[illegible]

特定テーマに対する技術提案

特定テーマ１

本市では、平成 20 年に策定し、令和 8 年 3 月に改訂した「大阪市橋梁保全更新計画」に基づき、予防保全型の維持管理を推進している。本市管理橋梁は鋼橋の割合が多いため、予防保全を効果的に進めるには、精度の高い塗装塗替計画を策定することが重要である。

橋梁点検における鋼塗膜調査の診断に面的かつ簡易的に劣化状況を把握するために A I 技術を活用することで、定量的な診断が可能になるため、精度の高い塗装塗替計画が策定でき、橋梁事業費の縮減につながれると考えている。

本業務では、実証実験を通じて、橋梁点検・診断への A I 技術の導入に向けた仕様の検討を行う。

そこで、橋梁点検で撮影した画像・映像を用いた A I 技術を導入するうえでの課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能な A I 技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べること。

特定テーマに対する技術提案

特定テーマ２

本業務では、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像に対しＡＩ技術を適用し、落下物等の道路異常を自動検知することで、従来と比べて迅速な初動対応と監視業務の効率化が可能になると考えている。

本業務では、実証実験を通じて、道路異常の自動検知に係るＡＩ技術の導入に向けた仕様の検討を行う。

そこで、連続高架橋に設置した遠隔監視カメラ映像を用いたＡＩ技術を導入する上での課題を踏まえたうえで、実証実験で使用可能なＡＩ技術、実証実験の評価項目を提案するとともに、本格運用に向けた仕様作成までの検討プロセスについて述べること。

- ・その他

[illegible]

辞退届

業務の名称 橋梁維持管理に係る新技術活用検討業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務について、令和 年 月 日付で参加表明書を提出しましたが、下記理由により技術提案書の提出を辞退します。

(辞退理由)

．．．．．のため。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏 名
T E L
F A X
E-mail